職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県規則第三十号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

正する。 職員の職の設置に関する規則 (昭和三十二年広島県規則第百七号)の一部を次のように改

別表第一号の表政策監の項中 課」 を「局及び課」 に改め、 同項の次に次のように加える。

			審理総括監 局
を総括し、及び整理する。	により審理員の権限とされた事務	し、並びに行政不服審査法の規定	上司の命を受け、職員を指揮監督
	伤 することができる。	置き、非常勤の職と	総務局に必要に応じ

別表第一号の表減災対策推進担当課長の項の次に次のように加える。

応じ置く。 健康福祉局に必要に	事務を総括し、及び整理する。政運営の都道府県単位化に関する上司の命を受け、国民健康保険財	局	課長 化推進担当 国保県単位
応じ置く。	括し、及び整理する。	局	興担当課長
環境県民局に必要に	おける人材育成に関する事務を総上司の命を受け、高等教育機関に		大学教育振

別表第一号の表主任専門員の項を削り、 同表主査の項の次に次のように加える。

	事業調整員 局及び課	
整に係る事務に従事する。	上司の命を受け、特定の事業の調	
	必要に応じ置く。	

別表第一号の表事業推進員の項及び専門員の項を削る。

うに加える。 別表第二号イの表主任専門員の項及び事業推進員の項を削り、 同表係長の項の次に次のよ

			事業調整員
務所	事業所及び管理事	びに支所、分室、	所及びセンター並
		整に係る事務に従事する。	上司の命を受け、特定の事業の調
			必要に応じ置く。

別表第二号イの表専門員の項を削る。

うに加える。 別表第二号ロの表主任専門員の項及び事業推進員の項を削り、 同表係長の項の次に次のよ

	整に係る事務に従事する。	消防学校	
必要に応じ置く。	上司の命を受け、特定の事業の調	所、センター及び	事業調整員

別表第二号ロの表専門員の項を削る。

別表第二号ハの表副園長の項中 「広島学園」 を 「縮景園及び広島学園」 に改め、 同表学芸

企画監の項を次のように改める。

	総括企画監 美術館
する事務を総括し、及び整理する。	上司の命を受け、学芸の企画に関
	必要に応じ置く。

表主任の項の前に次のように加える。任専門員の項、事業推進員の項、副主任研究員の項、准教授の項及び専門員の項を削り、任専門員の項、事業推進員の項、副主任研究員」を削り、同表総括学芸員の項、別表第二号ハの表総括研究員の項中「、副主任研究員」を削り、同表総括学芸員の項、 主 同

					事業調整員
アカデミー	技術センター生産	術研究所西部工業	ンター及び総合技	合技術研究所のセ	公の施設並びに総
				整に係る事務に従事する。	上司の命を受け、特定の事業の調
					必要に応じ置く。

附則

この規則は、公布の日から施行する。